

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度	設計年月	令和 年 月	予算科目	款項	目	節
工事場所	京都市北区大北山原谷乾町地内						
路線名又は河川名等							
工事名	盛土緊急対策工事						
工期	契約日の翌日から250日間						
事業課(所)名	開発指導課						
工事番号							
変更回数							
主工種	単価 使用年月 令和 年 月						
前払金支出	歩掛適用年月 令和 年 月						
	基準適用年月 令和 年 月						
	単価 地区						
	調整区分						

京都市 都市計画局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	24
掘削	m3	270	法面整形(切土部)	m2	160
植生マット	m2	150	かご設置	m	14
木柵設置	m	3			

施工理由

本工事は、本工事箇所にある危険な盛土及び擁壁を撤去し、法面の安定化を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
	消費税相当額	前回		円	
支給品費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 都市計画局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価	使 用 年 月	2025年11月
歩 挂	適 用 年 月	2025年11月
基 準	適 用 年 月	2025年11月
単 価	地 区	2601: I 地区
調 整	区 分	単独工事
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	07:砂防・地すべり等工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前 払 金 支 出 割 合 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	金錢的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
砂防土工	掘削工	掘削土ふるい分け	パックホウ規格:0.13m ³		m ³	6,830	施工費	
砂防土工	法面整形工	法面整形(切土部)	パックホウ規格:0.13m ³		m ²	1,418	施工費	
砂防土工	残土処理工	残土等処分	土質:土砂		m ³	3,780	処分費	
法面工	かご工	かご設置	パックホウ規格:0.22m ³ (最上段部, 中下段部 材料費, 施工費含む) (端部側面網, 吸出防止材 材料費含む)		m	41,970	材料費 施工費	
法面工	柵工	木柵設置	H:1.0m, W:2.5m		m	23,410	材料費 施工費	
支障木等伐採工	支障木等伐採	支障木伐採(積込含む) (C=30cm以上59cm以下)	チェンソー鋸長600mm		本	13,830	施工費	
支障木等伐採工	支障木等伐採	竹伐採(積込含む)	H=10m未満, C=20cm未満		本	2,244	施工費	
支障木等伐採工	支障木等伐採	竹伐採(積込含む)	H=20m未満, C=20cm以上40cm未満		本	7,294	施工費	
構造物撤去工	構造物撤去工 (支障物A)	構造物とりこわし	混合廃棄物, パックホウ規格:0.2m ³ (フォーク・ラフ)		箇所	35,910	施工費	
構造物撤去工	構造物撤去工 (支障物B)	構造物とりこわし	混合廃棄物, パックホウ規格:0.2m ³ (フォーク・ラフ)		箇所	412,900	施工費	
構造物撤去工	支障物撤去・仮置工	支障物撤去・仮置	パックホウ規格:0.2m ³		m ³	13,460	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材運搬 (幹、枝葉、根) (設計運搬距離 L=16.9km)	2tトラック, DID有		t	9,021	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材処分 (幹)			t	1,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材処分 (枝葉)			t	12,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材処分 (根)			t	18,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材運搬 (竹) (設計運搬距離 L=16.9km)	2tトラック, DID有		t	9,021	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材処分 (竹)			t	25,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	現場発生材積込 (場内小運搬含む)	現場発生品:がれき類		m ³	5,103	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	現場発生材運搬 (設計運搬距離 L=17.1km)	現場発生品:がれき類		m ³	7,589	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	がれき類		t	20,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	コンクリート殻(無筋)		m ³	5,875	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	コンクリート殻(有筋)		m ³	7,500	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	木くず処分	木くず		t	12,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃プラスチック処分			t	50,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	混合廃棄物積込	混合廃棄物, パックホウ規格:0.2m ³ (フォーク・ラフ)		m ³	5,035	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	混合廃棄物運搬 (設計運搬距離 L=16.9km)	混合廃棄物		m ³	7,589	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	混合廃棄物処分			m ³	11,700	処分費	
仮囲い設置工	仮囲い設置工(上段部)	飛散防止設備仮設・撤去 (防音シート含む)	単管バイブ STK500, 防音シート(W=1.8m, L=3.4m)		m	22,750	材料費 施工費	
共通仮設費	技術管理費	土質等試験費 (土壤調査)	土壤調査費(環境基準28項目)		式	210,700	調査費	管理費区分9

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事				事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
斜面対策		式	1				
砂防土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂、施工方法:上記以外(小規模),施工数量 :小規模(標準以外)	m3	270				
積込(ルース)	土質:土砂, 作業内容:小規模(標準以外)	m3	30				
掘削土ふるい分け	パック詰規格:0.13m3	m3	270				
地道部補修工		式	1				
地道部補修 (材料費(RC-40)含む)	埋戻し, 土質区分:土砂, 土質:土砂 (現場制約あり)	m3	10				
法面整形工		式	1				
法面整形(切土部)	パック詰規格:0.13m3	m2	160				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 (設計運搬距離 L=11.4km)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	30				
残土等処分	土質:土砂	m3	30				

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事				事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
試料採取 (土壤調査)		箇所	5				
試料持込 (土壤調査)	持込距離:8.8km	試料	1				
法面工		式	1				
植生工		式	1				
植生マット	工種区分:植生マット工, 施工規模:250m ² 未満	m ²	150				
かご工		式	1				
かご設置	パック材規格:0.22m ³ (最上段部, 中下段部 材料費, 施工費含む) (端部側面網, 吸出防止材 材料費含む)	m	14				
柵工		式	1				
木柵設置	H:1.0m, W:2.5m	m	3				
支障木等伐採工		式	1				
支障木等伐採		式	1				
支障木伐採(積込含む) (C=30cm以上59cm以下)	チエソーカー鋸長600mm	本	1				
竹伐採(積込含む)	H=10m未満, C=20cm未満	本	3				

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事				事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
竹伐採(積込含む)	H=20m未満, C=20cm以上40cm未満	本	3				
構造物撤去工		式	1				
構造物撤去工 (コンクリート土間部)		式	1				
舗装版切断	コンクリート舗装版, 厚さ:15cm以下	m	6				
構造物とりこわし	人力施工, コンクリート構造物(無筋)	m ³	4				
構造物撤去工 (ロック塀)		式	1				
構造物とりこわし	人力施工, コンクリート構造物(有筋)	m ³	13				
構造物撤去工 (支障物A)		式	1				
構造物とりこわし	混合廃棄物, パック規格:0.2m ³ (フォークリフ)	箇所	1				
構造物撤去工 (支障物B)		式	1				
構造物とりこわし	混合廃棄物, パック規格:0.2m ³ (フォークリフ)	箇所	1				
支障物撤去・仮置工		式	1				
支障物撤去・仮置	パック規格:0.2m ³	m ³	27				

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事				事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工		式	1				
発生材運搬 (幹、枝葉、根) (設計運搬距離 L=16.9km)	2tトラック, DID有	t	0.04				
発生材処分 (幹)		t	0.03				
発生材処分 (枝葉)		t	0.008				
発生材処分 (根)		t	0.006				
発生材運搬 (竹) (設計運搬距離 L=16.9km)	2tトラック, DID有	t	0.5				
発生材処分 (竹)		t	0.5				
現場発生材積込 (場内小運搬含む)	現場発生品：がれき類	m3	240				
現場発生材運搬 (設計運搬距離 L=17.1km)	現場発生品：がれき類	m3	240				
殻処分	がれき類	t	356				
殻運搬 (設計運搬距離 L=19.4km)	コンクリート殻(無筋), 人力積込, DID有	m3	4				
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	4				
殻運搬 (設計運搬距離 L=19.4km)	コンクリート殻(有筋), 人力積込, DID有	m3	13				

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事					事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	コンクリート殻(有筋)		m3	13				
木くず積込	人力積込		t	28				
木くず運搬 (設計運搬距離 L=15.4km)	人力積込, DID有		t	28				
木くず処分	木くず		t	28				
廃プラスチック積込	人力積込		kg	70				
廃プラスチック運搬 (設計運搬距離 L=16.7km)	人力積込, DID有		kg	70				
廃プラスチック処分			t	0.07				
混合廃棄物積込	混合廃棄物, バックホウ規格: 0.2m3(フォークリフ)		m3	7				
混合廃棄物運搬 (設計運搬距離 L=16.9km)	混合廃棄物		m3	7				
混合廃棄物処分			m3	7				
スクラップ [®]	種類: ヘビ-H2		t	-0.28				
現場発生品運搬 (積込・荷卸含む) (設計運搬距離 L=11.9km)	発生材種類:スクラップ [®]		t	0.28				
仮囲い設置工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事				事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮囲い設置工 (上段部)		式	1				
飛散防止設備仮設・撤去 (防音シート含む)	単管パイプ STK500, 防音シート(W=1.8m, L=3.4m)	m	14				
仮囲い設置工 (下段部)		式	1				
コンクリート削孔	削孔径:50mm, 削孔深:100mm	孔	32				
仮囲い設置・撤去	設置・撤去、供用日:145日	m	24				
コンクリート削孔復旧 φ 50×100mm (モルタル練)	普通セメント、混合比1:3	孔	32				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B、昼間	人日	320				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	盛土緊急対策工事				事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 斜面対策		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費 (土壤調査)	土壤調査費(環境基準28項目)		式	1				内 1号
共通仮設費(率計上)			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

一式当たり内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質等試験費 (土壤調査)	土壤調査費(環境基準28項目)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土壤調査費(環境基準28項目) 土砂条例調査 溶出液・前処理費込		検体	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 盛土緊急対策工事
工事場所 京都市北区大北山原谷乾町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通常の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（施工時間）

施工は昼間のみとし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、地元等における協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第5条（工程）

本工事において法面工については、出水期（令和8年6月15日）までに完了すること。

第6条（通路通行協議等）

施工箇所に至る通路の通行については、現在所有者と協議中であるが、令和8年2月の下旬に協議が成立する見込みである。

なお、協議の結果変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（支障物件等）

支障物件の存在については、監督職員の確認後、打合せ簿にて通知する。通知後、必要に応じて各支障物件管理者と協議すること。

第8条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事箇所付近 2箇所	2名	交通誘導警備員 B 2名	昼 間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第9条 (材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
かご工	かご設置	本体・側面網(金網線径 $\phi = 8.5\text{mm}$) 上蓋(金網線径 $\phi = 5\text{mm}$)
柵工	木柵設置	杉杭丸太 足場板

第10条 (立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
掘削工	監督職員と立会い、掘削に伴う発生材の確認を行う。
支障物仮置き・再設置	監督職員と立会い、再設置の場所を確認する。

4 建設副産物に関する事項

第11条 (建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備考
幹、枝葉、根	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 16.9km
竹	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 16.9km
がれき類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 51番	設計運搬距離 L = 17.1km
コンクリート塊 (無筋、有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野小字北牧方 25番、25番5	設計運搬距離 L = 19.4km
木くず	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区久我西出町 4番 38	設計運搬距離 L = 15.4km
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路天王前 87番 11	設計運搬距離 L = 16.7km
混合廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草扇ヶ原町 21番	設計運搬距離 L = 16.9km

2 補装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、補装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に隨時提出するとともに、その原本との照合に

による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社洛東建設 京都市南区吉祥院長田町 517 番	設計運搬距離 $L = 11.4\text{km}$

建設発生土の搬出開始前に環境基準 28 項目の土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

6 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ (ヘビーH2)	京都市南区上鳥羽鉢立町4番	設計運搬距離 L = 11.9km

第12条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無
	②土工	土工事 ■有 □無
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無
	⑥その他(かご工等)	その他の工事 ■有 □無

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第13条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第14条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第15条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算で計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

第16条（その他）

- 1 現場条件に変更が生じた場合には、直ちに監督職員に報告のうえ、指示を仰ぐこと。
- 2 現場に疑義が生じた場合は、その都度、監督職員に報告し、協議するものとする。
- 3 工事施工に際しては、地域住民からの理解及び協力が得られるよう、事前に工事内容や方法・車両通行規制等を十分説明し、住民との間で苦情・トラブル等が生じないように努めること。
- 4 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
- 5 車両通行規制等を行う際には、事前に所轄警察署へ必要な手続きを行うとともに、安全施設の設置並びに交通誘導員の配置等、必要な安全対策を講じること。また、一週間以上前までに、工事予告看板を設置して広く周知すること。
- 6 請負者は、必ず、着工前に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。
なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 7 工事箇所への第三者進入による被害を防止するため、作業中以外はバリケード等による養生を行い、施錠すること。
- 8 大北山水 0025 号での施工は、京都市建設局北部土木みどり事務所と協議の上、行うこと。
- 9 大北山水 0025 号へがれき等が流入しないように、合板等で養生すること。

- 1 0 仮囲いは強風等で飛散しないように堅固に設置すること。また、作業開始前・終了後には、金具の脱落や、損傷の有無を点検すること。
- 1 1 悪天候（強風や大雨）が予想される際は、防音シートを畳み、仮設構造物の飛散防止に努めること。
- 1 2 植生工が完了するまでの間に、降雨が予想される際は、施工中の法面には浸食防止のためのシートを設置すること。
- 1 3 法面工は出水期（令和8年6月15日）までに完了すること。
- 1 4 通行路は狭隘なため、工事車両の移動は徐行し、地域住民への配慮を行うこと。
- 1 5 「支障物撤去・仮置工」の仮置き箇所については、監督職員と協議の上、決定すること。
- 1 6 本工事において使用する運搬車両は、2トン級ダンプを考えている。
- 1 7 現場は人家が近接しているため、粉塵等の影響が及ぶ場合があることから、掘削土のふるい分け作業のためのヤードの確保については監督職員と協議すること。

位置図 S-1:2500

